

高畠町農業委員会第24回総会議事録

1. 開催日時 令和7年5月26日(月)午後1時30分から午後2時18分

2. 開催場所 高畠町役場 第1委員会室

3. 出席委員(12名)

会長	1番	山口 令和 委員			
	2番	佐藤 泰彦 委員		3番	山田 文則 委員
	4番	高梨 修一 委員		5番	長谷川 みどり 委員
	7番	齋藤 真徳 委員		8番	嶋津 功美 委員
	10番	菅野 仁一 委員		11番	高橋 稔 委員
	12番	栗田 亮一 委員		15番	萩原 拓重 委員
	16番	高橋 正利 委員			

4. 欠席委員(4名)

	6番	横山 裕一 委員		9番	黒田 雅幸 委員
	13番	安部 春一 委員		14番	庄司 和美 委員

5. 遅刻委員(-名)

なし

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事項

報第 36号	農地法第18条第6項の規定による通知について……………	3件
報第 37号	令和6年度最適化活動の目標に対する点検・評価について……………	1件
議第 99号	農地法第3条第1項の規定による所有権の移転許可申請に対する農業委員会の許可について……………	3件
議第100号	農地法第3条第1項の規定による賃貸借権の設定移転許可申請に対する農業委員会の許可について……………	1件
議第101号	非農地証明願に対する農業委員会の意見決定について……………	1件

7. その他の事項

8. 報告事項

9. 農業委員会事務局職員

事務局長 二宮弘明

事務局次長兼農地係長 山口 充

主 事 齋藤一哉

農地専門員 田村善次

事務局長

では、ただいまより第24回高畠町農業委員会総会を開会いたします。
初めに、高畠町農業委員会憲章唱和を行います。佐藤職務代理者、よろしく
お願いいたします。皆様、ご起立よろしくお願いいたします。

(高畠町農業委員会憲章唱和)

事務局長

ありがとうございました。
ご着席ください。
それでは、山口会長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

山口会長

【会長挨拶】

事務局長

ありがとうございました。
本日の欠席者の届出について、ご報告いたします。6番横山裕一委員、9
番黒田雅幸委員、13番安部春一委員、14番庄司和美委員の4名より欠席
の届出がございましたので、ご報告いたします。したがって、出席委員
は16名中12名で定足数に達しております。
それでは、高畠町農業委員会総会会議規則第5条第1項により議長は山口
会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は山口会長にお願
いいたします。よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、議事に入ります。
初めに、日程第1、議事録署名委員の指名についてであります。高畠町
農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により、議長において指名さ
せていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

それでは、3番山田文則委員、4番高梨修一委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の齋藤主事を指名いたします。

議 長

次に、日程第2、会期の決定を行います。

お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りと決定したいと思います。
これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、会期を本日1日限りと決定いたします。

議 長

次に、日程第3、報第36号「農地法第18条第6項の規定による通知について」3件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・田村農地専門員。

番 外

《田村農地専門員》 ただいまの件について説明いたします。

【報第36号を議案書をもとに朗読】

議 長

ただいまの件で発言のある方はございますか。

(発言なし)

議 長

特に発言はないようですので、以上で報第36号を終わります。

議 長

次に、日程第4、報第37号「令和6年度最適化活動の目標に対する点検・評価について」1件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・山口次長。

番 外

《山口次長》 それでは、私のほうからご報告いたします。

総会資料と別に配付しております右上に別紙様式5の表示がある資料のほうをご覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、令和6年度に設定した農業委員会の最適化活動の目標に対する評価になります。本総会で承認いただきましたら、その後、公表するものになっております。

【報第37号を議案書をもとに朗読】

議 長

ただいまの件で発言のある方はございますか。

ちょっと確認させていただきたいんですけども、2ページのいわゆる集積率なんですけれども、認定農業者だけの集積では、県、国、目標とする数字には、なかなか程遠いということで、置賜の農業委員会のほうでも、やっぱり認定農業者だけでは駄目なんではないかということで、目標には中心経営体的な方もやはり含めないとできないんじゃないかと。そういったこともあって、何とかその辺のところを今後取り入れていかないと、どの地区も駄目ではないかということをお願いしたところでしたけれども、ただ地域計画ができて、10年後については大体認定農業者が集まって、ある程度将来は耕作を考えたいということになったと思うんですけども、そういったところからいくと、数字的には7割を超えるのか超えないのか、そういった部分で数字の達成を考えていくと、今言ったような形ばかりでは、どうにもならないんじゃないかなと思うんですけども、事務局の考え方、ちょっと聞きたいなと思います。山口次長。

番 外

《山口次長》 集積率に関しましては担い手等への面積集積という位置づけです。担い手等というものについてはどういった方が含まれるのかというと、先ほど言った認定農業者、町内の方なんですけれども、それに加えて町外の認定農業者で高畠町で耕作している方も含まれております。それに認定新規就農者、あとは町で面積や所得基準を定めているものがございまして、基本構想水準到達者というものがありまして、大きくこの4つの方が担い手として面積の集積にカウントされるという定義がございまして。

先ほど会長がおっしゃったように、今度地域計画というのでも策定されまし

て、その地域計画の中には地域の農業を担う者として、そういった方の名前も計画の中に記載されておりますので、今後その10年後、そういった人たちに継続した農業を期待するものであれば、やはり集積率にも、そういった人の面積を含めてもいいのではないかなと感じております。

ただ、以前、人・農地プランという名称のときも、人・農地プランのときは中心経営体という名称で定義づけられた方がいましたけれども、人・農地プラン時代のときも、その中心経営体の方は集積面積には含まれておりませんでした。

今後、地域計画に切り替わったタイミングで、国の方針など変えてくれればいいなとは思っております。

以上です。

議 長 そのほか何か気づいた点ございますか。

(発言なし)

議 長 なければ、以上で報第37号を終わります。

議 長 次に、日程第5、議第99号「農地法第3条第1項の規定による所有権の移転許可申請に対する農業委員会の許可について」3件を議題といたします。

担当地区推進委員からの現地調査の報告を含め、事務局の説明を求めます。・・・田村農地専門員。

番 外 《田村農地専門員》 ただいまの件について説明いたします。

【議第99号を議案書をもとに朗読】

【現地調査結果を報告】

議 長 以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。10番。

10番 10番です。

申請番号22番の譲受人の〇〇さんという方、これ〇〇さんの息子さんですよね。この場所的には、前回〇〇さんが今現在整地している近辺なんですか。ちょっと確認します。

議 長 田村農地専門員。

番 外 《田村農地専門員》 補足が足りなかったんですが、昨年ちょうど売買なされたところの土地でございまして、〇〇さんのほうの土地は北側にはなくて南側だけなんですけれども、ちょうど分断されて北側にかなり形の悪い土地が残っていたのを今回、流れからいうと、去年の流れから売買してもらった流れがある土地でございます。

議 長 10番。

10番 10番。

経過は分かりました。これ余った土地というか、分断された土地ということなんでしょうけれども、これは農地として利用するためというわけではないんですか。ただ残った土地だから買ってくれと言われて買ったとかという、どういう理由なんだか。

議 長 田村農地専門員。

番 外 《田村農地専門員》 この件につきましては毎回なんですけれども、司法書士を通して来るものですから、こちら司法書士を通してやり取りさせてもらったんですが、あくまでも農地として現在も使っていますし、そのまま

使い続けるということで、当然人もお願いするものの、作っていきますという答えでございまして、参考までなんですけれども、南側につきましては農振白地地域ですけれども、北側は農用地内でございますので、あとは第1種農地でもありますので、農業に関しての何か建物でも建てない限りは、転用はできない土地になっております。

議 長 10番。

10番 分かりました。

議 長 毎回、この件についてはいろいろありますから、残地ということで、また出してきたのかなと思いますけれども、10番が心配している流れと皆さんが思っている流れと同じだと思いますので、よろしくをお願いします。

そのほかございますか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第99号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、日程第6、議第100号「農地法第3条第1項の規定による賃貸借権の設定移転許可申請に対する農業委員会の許可について」1件を議題とい

たします。

担当地区推進委員からの現地調査の報告を含め、事務局の説明を求めます。・・・田村農地専門員。

番 外 《田村農地専門員》 ただいまの件について説明いたします。

【議第100号を議案書をもとに朗読】

【現地調査結果を報告】

議 長 以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。
それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第100号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、日程第7、議第101号「非農地証明願に対する農業委員会の意見決定について」1件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・山口次長。

番 外 《山口次長》 ただいまの件について説明いたします。

【議第101号を議案書をもとに朗読】

議 長 この案件については現地調査が行われておりますので、代表農業委員より報告を願います。7番齋藤真徳委員。

7 番 7番です。

5月19日ですが、二宮局長、山口次長、あと横山委員、4人で現地調査に行っていました。

こちらの土地、宅地及び農地についてなんですが、拡大図の上の欄の〇〇の上にある網かけかな、斜め線のところ、こちらについては農地としては利用できないものと見てきましたので、こちらは転用可能だと判断いたしました。

以上です。

議 長 以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第101号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、報告事項並びに今後の日程説明に入ります。
最初に事務局長、二宮局長から。

番 外 《二宮局長》

【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、運営委員会委員長報告。10番菅野仁一委員長。

10番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、農地専門委員会委員長報告。7番齋藤真徳委員長。

7番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、農振専門委員会委員長報告。11番高橋 稔委員長。

11番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 その他ございませんか。

ないようですので、以上で本日の総会を閉会といたします。